

令和4年定例会 提出議案件名一覧表(10月19日)

認定第6号	令和3年度三重県一般会計歳入歳出決算
認定第7号	令和3年度三重県県債管理特別会計歳入歳出決算
認定第8号	令和3年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計歳入歳出決算
認定第9号	令和3年度三重県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
認定第10号	令和3年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
認定第11号	令和3年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計歳入歳出決算
認定第12号	令和3年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
認定第13号	令和3年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
認定第14号	令和3年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
認定第15号	令和3年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
認定第16号	令和3年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
認定第17号	令和3年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

三重県議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正案について

第 1 条例改正の内容

三重県議会議員の政治倫理に関する検討の結果に鑑み、規定の整備を行うものである。

第 2 施行期日

公布の日から施行する。

議提議案第五号

三重県議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例案
右提出する。

令和四年十月三十一日

提出者

川口 円
小島 智子
倉本 崇弘
山本 里香
稲森 稔尚
服部 富男
今井 智広
津田 健児

三重県議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会議員の政治倫理に関する条例（平成十八年三重県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、議会政治の根幹をなす政治倫理確立のため、議員の責務、政治倫理規準等を定めることにより、議会の秩序及び名誉を守り、県民の厳粛な信託にこたえ、もって清潔で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(責務)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚するとともに、その言動が県民及び県政に与える影響に鑑み、自らを厳しく律するとともに、県民の代表として良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(政治倫理規準)</p> <p>第三条 議員は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）、政治資金規正法（昭和</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、議会政治の根幹をなす政治倫理確立のため、議員の責務と政治倫理規準を定めるとともに、議会の秩序と名誉を守り、県民の厳粛な信託にこたえ、もって清潔で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(責務)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚して、自らの行動を厳しく律するとともに、県民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(政治倫理規準)</p> <p>第三条 議員は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）、政治資金規正法（昭和</p>

二十三年法律第九十四号)等の諸規定とともに、次に掲げる政治倫理規準を遵守して行動しなければならない。

一 議員の品位と名誉を損なう行為により、県民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。

二 人権侵害行為(差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例(令和四年三重県条例第二十五号)第二条第三号の人権侵害行為をいう。以下この号において同じ。)又は人権侵害行為を行うこと^ニの煽動、第三者の行った人権侵害行為に^ニ対する賛成の意見の表明その他の人権侵害行為を助長する行為をしてはならないこと。

三 その権限を濫用し又はその地位を不当に利用して、自己又は特定の者の利益を図つてはならないこと。

四 自己又は特定の者の利益を目的として、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、特定の者に有利になるような働きかけをしてはならないこと。

五 公正を疑われるような金品の授受を行つてはならないこと。

六 道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。また、その資金管理団体に、同様の寄附を受けさせないこと。

七 国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体(指定管理者を含む。)の役員若しくは職員に対し、その権限又はその地位による影響力を利用して、公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。

(審査の請求)

第四条 議員は、前条各号に掲げる政治倫理規準(以下この条及び第六条において「政

二十三年法律第九十四号)等の諸規定とともに、次に掲げる政治倫理規準を遵守して行動しなければならない。

一 議員は、議員の品位と名誉を損なう行為により、県民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。

二 議員は、その権限や地位を利用して、自己や特定の者の利益を図つてはならないこと。

三 議員は、利益を得ることを目的として、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、特定の者に有利になるような働きかけをしてはならないこと。

四 議員は、公正を疑われるような金品の授受を行つてはならないこと。

五 議員は、道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。また、その資金管理団体に、同様の寄附を受けさせないこと。

六 議員は、国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体(指定管理者を含む。)の役員若しくは職員に対し、その権限又はその地位による影響力を及ぼすことにより公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。

(審査の請求)

第四条 議員は、前条各号に掲げる政治倫理規準に反する疑いがあると認めるときは、

治倫理規準」という。)のいずれかに反する疑いがあると認めるときは、議員の定数の十二分の一以上の議員の連署により議長に審査を請求することができる。この場合において、審査の請求は、理由を明らかにした文書をもって行うものとする。

(審査会の設置)

第五条 議長は、前条に規定する審査の請求があつたときは、これを審査するため、議会運営委員会の議決により、議会に三重県議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を速やかに設置する。

2 5 (略)

6 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

7 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

(審査会の運営)

第六条 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。

一 審査会は、委員長が招集し、会議を主宰する。ただし、設置後最初に開かれる審査会は議長が招集する。

二・三 (略)

四 審査会は、審査の請求をされた議員につき、政治倫理規準のいずれかに反し、政治的又は道義的に責任があると認められた場合は、議長に対し全員協議会における陳謝の勧告を求める審査の結果を答申するものとする。

五 前二号の定めにかかわらず、審査会は出席委員の三分の二以上の多数による賛成がある場合は、前号の審査の結果に代えて全員協議会における陳謝の勧告、出席若しくは参加の自粛の勧告、役職辞任の勧告又は議員辞職の勧告の一又は

議員の定数の十二分の一以上の議員の連署により議長に審査を請求することができる。この場合において、審査の請求は、理由を明らかにした文書をもって行うものとする。

(審査会の設置)

第五条 議長は、前条に規定する審査の請求があつたときは、これを審査するため、議会運営委員会に諮り、議会に三重県議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を速やかに設置する。

2 5 (略)

(審査会の運営)

第六条 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。

一・二 (略)

三 審査会は、審査の請求をされた議員につき、第三条各号に掲げる政治倫理規準に反し、政治的又は道義的に責任があると認めた場合で、議員辞職の勧告、役職辞任の勧告等重要な勧告を内容とする審査結果を答申しようとするときは、出席委員の三分の二以上の多数による賛成を要するものとする。

二以上の勧告を求める審査の結果を答申することができる。

六 審査会は、第四号に定める審査の結果を答申しない場合で、審査の請求をされた議員の名譽を回復する必要があると認めるときは、議長に対し当該議員の名譽を回復するために必要と認める措置を講ずるよう求めるものとする。

七 十 (略)

十一 審査会の会議は、これを公開する。ただし、審査会が必要と認めるときは、これを公開しないことができる。

十二 (略)

十三 審査会の会議の傍聴については、三重県議会委員会条例(昭和三十一年三重県条例第六十五号)第十九条の規定の例による。

十四 委員長は、職員をして、会議の概要等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。

2 前項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、その都度、委員長が審査会に諮って定める。

(議長への報告)

第七条 委員長は、審査の結果について議長に報告するものとする。

(審査の結果の通知及び公表)

第八条 議長は、前条の審査の結果(以下「審査結果」という。)の報告を受けたときは、審査の請求をした議員及び審査の請求をされた議員に対して審査結果を通知し、次条第一項の規定による意見書の提出の有無を確認の上、審査結果を公表しなければならない。

四 七 (略)
八 審査会の会議は、原則として非公開とする。

九 (略)

2 審査会は、前項第三号に定める措置に至らなかつた場合で、審査の請求をされた議員の名譽を回復することが必要であると認めるときは、政治倫理規程に反する事実が存在しない旨を議長に報告する等所要の措置を講ずるものとする。

3 審査会の運営に関し必要な事項は、その都度、委員長が審査会に諮って定める。

(議長への報告)

第七条 審査会の委員長は、審査の結果について議長に報告するものとする。

(審査の結果の通知及び公表)

第八条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査の請求をした議員及び審査の請求をされた議員に対して審査の結果を通知し、次条第一項に規定する意見書の提出の有無を確認の上、審査の結果を公表しなければならない。

ならない。

(意見書の提出及び公表)

第九条 審査の請求をされた議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査結果について、議長に対し意見書を提出することができる。

2 議長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、審査結果の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表するものとする。

(措置)

第十条 議長は、審査結果の報告を受けたときは、勸告その他の審査会が必要と認める措置を講じることができる。

2 (略)

(意見書の提出及び公表)

第九条 審査の請求をされた議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる。

2 議長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、審査の結果の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表するものとする。

(措置)

第十条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査会が必要と認める措置を講じることができる。

2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

三重県議会議員の政治倫理に関する検討の結果に鑑み、規定の整備を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

令和4年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その13)

区 分	件 名	概 要																
◎予算 (16件) 総務部		<table border="1"> <tr> <td>予 算</td> <td>16 件</td> <td rowspan="6">議案37件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>6 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>15 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>3 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>40 件</td> <td></td> </tr> </table>	予 算	16 件	議案37件	条 例 案	6 件	その他議案	15 件	認 定	0 件	報 告	3 件	提 出	0 件	計	40 件	
	予 算	16 件	議案37件															
	条 例 案	6 件																
	その他議案	15 件																
	認 定	0 件																
	報 告	3 件																
	提 出	0 件																
	計	40 件																
	【議案第 116 号】令和4年度三重県一般会計補正予算(第5号)	(補正額 約65億円)																
	【議案第 117 号】令和4年度三重県県債管理特別会計補正予算(第1号)	(補正額 約▲3億円)																
	【議案第 118 号】令和4年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	(補正額 約84億円)																
	【議案第 119 号】令和4年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)	(補正額 約7億円)																
	【議案第 120 号】令和4年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算(第1号)	(補正額 約3千万円)																
【議案第 121 号】令和4年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号)	(補正額 約1百万円)																	
【議案第 122 号】令和4年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)	(補正額 約▲10万円)																	
【議案第 123 号】令和4年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)	(補正額 約3千万円)																	
【議案第 124 号】令和4年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)	(補正額 約4千万円)																	
【議案第 125 号】令和4年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号)	(補正額 約1百万円)																	
【議案第 126 号】令和4年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)	(補正額 約8百万円)																	
【議案第 127 号】令和4年度三重県水道事業会計補正予算(第1号)	(補正額 約▲4億円)																	

区 分	件 名	概 要
環境生活部	<p>【議案第 134 号】 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。</p> <p>(令和5年3月27日から施行)</p> <p>(改正内容) 旅券法に基づく旅券の記載事項の変更時等の現有旅券の確認、返納の受理及び紛失等の届出に係る事実等の確認の規定等を整備する。</p>
<p><参考></p> <p>○ 地方自治法 (条例による事務処理の特例) 第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。 2～4 (略)</p>		
環境生活部 県土整備部	<p>【議案第 135 号】 三重県手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<p>旅券法の一部改正等に鑑み、手数料についての規定を整備するものである。</p> <p>(公布の日(一部令和5年3月27日)から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <p>(1) 旅券法の一部改正等に鑑み、未交付のまま失効した旅券の失効後5年以内に再度発給を申請する場合に係る手数料を新設するとともに、旅券の査証欄の増補に係る手数料を廃止する。</p> <p>(2) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正等に鑑み、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の認定申請単位等を改める。</p>

区 分	件 名	概 要
農林水産部	<p>【議案第 136 号】 三重県立自然公園条例の一部を改正する条例案</p>	<p>自然公園法の一部改正の趣旨に鑑み、三重県立自然公園を保護しつつ地域の主体的な取組による利用の増進を図るため、質の高い自然体験活動の促進のための措置等について定めるものである。</p> <p style="text-align: right;">(令和5年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市町及び事業者等による協議会を組織し、利用拠点整備改善計画又は自然体験促進計画を作成し知事の認定を受けた場合には、特別地域における行為の許可等を不要とすることとする。 (2) 野生動物に餌を与えること等の行為を規制する。 (3) その他規定を整備する。
環境生活部	<p>【議案第 137 号】 地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方税法第37条の2第1項第4号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の名称を変更するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p>

区 分	件 名	概 要
◎その他議案 (15件) 総務部	【議案第 138 号】 当せん金付証票の発売について	公共事業等に要する経費に充てるための宝くじを発売することについて、発売総額及び発売時期を定める。 ○ 発売総額 令和5年度 160億円以内
県土整備部	【議案第 139 号】 土木関係建設事業に対する市町の負担について	令和4年度において県の行う土木関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部</p>	<p>【議案第 140 号】 工事請負契約について</p>	<p>主要地方道桑名大安線(桑部橋)道路改良(橋梁上部工)工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 場所 桑名市大字稗田地内～桑名市大字桑部地内 ○ 契約金額 867,900,000円 ○ 契約方法 一般競争入札 ○ 請負者住所氏名 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 JFEエンジニアリング株式会社名古屋支店 支店長 霜 知宏 ○ 工事の概要 橋梁上部工(鋼4径間連続非合成鈹桁橋) L=183.5m
<p>教育委員会</p>	<p>【議案第 141 号】 工事請負契約について</p>	<p>特別支援学校統合寄宿舎建築工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 場所 津市城山1丁目5-29 ○ 契約金額 600,600,000円 ○ 契約方法 一般競争入札 ○ 請負者住所氏名 津市大倉19番1号 日本土建・東海土建 特定建設工事共同企業体 代表者 日本土建株式会社 代表取締役社長 田村 頼一 ○ 工事の概要 建築工事 寄宿舎棟 木造一部RC造 2階建 延べ面積1,695.84㎡(新築) 渡り廊下棟 S造 平屋建 建築面積14.98㎡(新築) 上記に係る建築工事一式

区 分	件 名	概 要
環境生活部	【議案第 142 号】 工事請負契約の変更について	<p>桑名市源十郎新田事案後期対策工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 場所 桑名市大字五反田字源十郎新田地内 ○ 契約金額 変更前 3,107,710,100円 変更後 3,152,304,100円 ○ 契約方法 随意契約 ○ 請負者住所氏名 津市羽所町375 清水・水谷・天元特定建設工事共同企業体 代表者 清水建設株式会社 三重営業所 所長 齋藤 直樹 ○ 工事の概要 PCB高濃度範囲掘削工 V=5, 150m² VOC等熱処理工 N=1式 キャッピング工 A=7, 410m²

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部</p>	<p>【議案第 143 号】 工事請負契約の変更について</p>	<p>一般国道167号(磯部BP)道路改良(恵利原五知トンネル(仮称))工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 場所 志摩市磯部町恵利原～志摩市磯部町五知 地内 ○ 契約金額 変更前 6,851,196,000円 変更後 7,614,391,400円 ○ 契約方法 随意契約 ○ 請負者住所氏名 津市栄町1丁目864番 前田・稲葉・磯部特定建設工事共同企業体 代表者 前田建設工業株式会社 三重営業所 所長 水野裕史 ○ 工事の概要 トンネル工 L=1,823.0m 道路工 L=177.0m

区 分	件 名	概 要
子ども・福祉部	【議案第 144 号】 財産の取得について	三重県立子ども心身発達医療センターにおける医療情報システム再構築用サーバ機器類の購入 ○ 金額 139,073,000円
県土整備部	【議案第 145 号】 一級河川の指定の変更に対する意見について	河川法第4条の規定に基づき、国土交通大臣が雲出川水系赤川の一級河川の指定を変更することについて、同意するものである。

区 分	件 名	概 要
県土整備部	【議案第 146 号】 損害賠償の額の決定及び和解について	令和4年9月18日、県営住宅一身田団地の倉庫の一部が台風第14号の強風により倒壊して、同敷地内駐車場に駐車していた車両に接触し、車体を損傷した事故について、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をするものである。 損害賠償額 320,000円
県土整備部	【議案第 147 号】 北勢中央公園の指定管理者の指定について	北勢中央公園の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、北勢中央公園の管理を行う指定管理者を指定するものである。 ○指定管理者 所在地 四日市市野田二丁目5番23号 名 称 株式会社名阪造園 代表者 代表取締役 田中 清平 ○指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
県土整備部	【議案第 148 号】 亀山サンシャインパークの指定管理者の指定について	亀山サンシャインパークの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、亀山サンシャインパークの管理を行う指定管理者を指定するものである。 ○指定管理者 所在地 亀山市布気町801番地1 名 称 サンシャインパークGM 代表者 北川 亨 ○指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

区 分	件 名	概 要
県土整備部	【議案第 149 号】 大仏山公園の指定管理者の 指定について	<p>大仏山公園の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、大仏山公園の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 伊勢市下野町600番地の13 名 称 有限会社太陽緑地 代表者 代表取締役 吉川 信吾</p> <p>○指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで</p>
県土整備部	【議案第 150 号】 熊野灘臨海公園の指定管理 者の指定について	<p>熊野灘臨海公園の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、熊野灘臨海公園の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 北牟婁郡紀北町東長島3043番地の4 名 称 紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社 代表者 代表取締役社長 小山 敏明</p> <p>○指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで</p>
教育委員会	【議案第 151 号】 三重県立熊野少年自然の家 の指定管理者の指定につい て	<p>三重県立熊野少年自然の家の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県立熊野少年自然の家の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○ 指定管理者 所在地 熊野市井戸町654番地1 名 称 有限会社熊野市観光公社 代表者 代表取締役 山本 方秀</p> <p>○ 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで</p>

区 分	件 名	概 要
総務部	<p>【議案第 152 号】 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するための協議について</p>	<p>地方自治法第252条の14第2項の規定に基づき、三重県と宮川福祉施設組合との間における議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するため、協議するものである。</p> <p>(令和5年3月31日で事務受託を廃止する団体) 宮川福祉施設組合</p>

区 分	件 名	概 要
◎報告 (3件) 地域連携部	【報告第 24 号】 専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	<p>令和4年6月6日熊野市井戸町地内の駐車場において発生した紀南地域活性化局(地域活性化防災室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 69,013円</p> <p>令和4年6月8日伊勢市御薊町地内の河川敷において発生した南勢志摩地域活性化局(地域活性化防災室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 187,946円</p> <p>令和4年4月27日四日市市諏訪町地内の国道1号において発生した工業研究所(窯業研究室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 9,540円</p>
雇用経済部	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	<p>令和4年4月27日四日市市諏訪町地内の国道1号において発生した工業研究所(窯業研究室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 9,540円</p>

区 分	件 名	概 要
雇用経済部 つづき	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	令和4年6月30日伊勢市黒瀬町地内の国道23号において発生した観光資源課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 1,255,850円
県土整備部	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	令和4年7月26日四日市市水沢町地内の駐車場において発生した営繕課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 231,274円
	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	令和4年8月29日鈴鹿市阿古曾町地内の駐車場において発生した鈴鹿建設事務所(事業推進室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 323,038円

区 分	件 名	概 要
警察本部	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	令和4年3月5日桑名市長島町地内の国道23号において発生した桑名警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 1,154,897円
	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	令和4年4月16日多気郡明和町地内の町道において発生した松阪警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 43,060円
	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	令和4年4月28日伊勢市御薗町地内の駐車場において発生した伊勢警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 82,500円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	令和4年6月1日四日市市大井の川町地内の市道において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した 損害賠償額 130,197円
	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	令和4年6月12日いなべ市員弁町地内の駐車場において発生したいなべ警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した 損害賠償額 110,133円
	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	令和4年7月13日尾鷲市古戸町地内の駐車場において発生した尾鷲警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した 損害賠償額 97,900円

区 分	件 名	概 要
教育委員会	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	令和4年5月13日熊野市木本町地内の県道において発生した県立特別支援学校東紀州くろしお学園に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 16,966円
県土整備部	【報告第 25 号】 専決処分の報告について (県管理道路における県の管理瑕疵による損害賠償について)	令和4年6月6日津市西丸之内地内の一般国道163号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 149,419円
	専決処分の報告について (県管理道路における県の管理瑕疵による損害賠償について)	令和4年8月12日度会郡南伊勢町道方地内の県道伊勢南島線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 94,270円

区 分	件 名	概 要
医療保健部	<p>【報告第 26 号】 議会の議決すべき事件以外の 契約等について</p>	<p>2分の1出資法人が締結した予定価格5億円以上の工事又は 製造の請負の契約</p> <p>【契約名称】 三重県立総合医療センター新棟(仮称)建築 工事</p> <p>【履行場所】 四日市市大字日永地内</p> <p>【契約金額】 865,084,000円</p> <p>【契約方法】 一般競争入札</p> <p>【契約の相手方の住所及び氏名】 四日市市大字羽津乙935-5 株式会社久志本組 代表取締役 清水 良保</p> <p>【契約締結の年月日】 令和4年9月22日</p> <p>【契約期間】 令和4年9月22日から 令和6年1月29日まで</p>

区 分	件 名	概 要
企業庁	議会の議決すべき事件以外の契約等について	<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約の変更</p> <p>【契約名称】 RDF焼却・発電施設撤去工事 【履行場所】 桑名市多度町力尾地内 【契約金額】 変更前 1,780,306,000円 変更後 1,870,790,900円 【契約方法】 随意契約 【契約の相手方の住所及び氏名】 津市北丸之内12番 安藤・間・日本土建・ナガシマ特定建設工事 共同企業体 代表者 株式会社安藤・間 三重営業所 所長 横山 英樹</p> <p>【変更契約締結の年月日】 令和4年8月26日</p> <p>【契約期間】 令和3年1月28日から 令和5年3月24日まで</p>

令和4年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その14)

区 分	件 名	概 要																
<p>◎予算 総務部 (7件)</p>	<p>【議案第 153 号】令和4年度三重県一般会計補正予算(第6号) (補正額 約12億円)</p> <p>【議案第 154 号】令和4年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約8百万円)</p> <p>【議案第 155 号】令和4年度三重県水道事業会計補正予算(第2号) (補正額 約5百万円)</p> <p>【議案第 156 号】令和4年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第2号) (補正額 約4百万円)</p> <p>【議案第 157 号】令和4年度三重県電気事業会計補正予算(第2号) (補正額 約1百万円)</p> <p>【議案第 158 号】令和4年度三重県病院事業会計補正予算(第2号) (補正額 約1千5百万円)</p> <p>【議案第 159 号】令和4年度三重県流域下水道事業会計補正予算(第2号) (補正額 約1百万円)</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>7 件</td> <td rowspan="6" style="border: none; padding-left: 10px;">議案10件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>3 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10 件</td> <td></td> </tr> </table>	予 算	7 件	議案10件	条 例	3 件	その他議案	0 件	認 定	0 件	報 告	0 件	提 出	0 件	計	10 件	
予 算	7 件	議案10件																
条 例	3 件																	
その他議案	0 件																	
認 定	0 件																	
報 告	0 件																	
提 出	0 件																	
計	10 件																	

区 分	件 名	概 要
◎条例案 (3件) 総務部	【議案第 160 号】 知事及び副知事の給与及び 旅費に関する条例等の一部 を改正する条例案	特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、特別職に属する職員の期末手当の支給割合の改正を行うものである。 (公布の日(一部令和5年4月1日)から施行) (改正内容) ・ 特別職に属する職員の期末手当について、年間支給割合を100分の330(現行100分の325)に改める。
総務部	【議案第 161 号】 職員の給与に関する条例等 の一部を改正する条例案	人事委員会の議会及び知事に対する令和4年10月12日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の給料月額並びに地域手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うものである。 (公布の日(一部令和5年4月1日)から施行) (主な改正内容) (1) 一般職に属する職員の給料月額を改定する。 (2) 一般職に属する職員の地域手当について、支給割合を100分の4.7(現行100分の4.6)に改める。 (3) 一般職に属する職員の勤勉手当について、年間支給割合を100分の200(現行100分の190)に改める。
教育委員会	【議案第 162 号】 公立学校職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例 案	人事委員会の議会及び知事に対する令和4年10月12日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、公立学校職員の給料月額並びに地域手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うものである。 (公布の日(一部令和5年4月1日)から施行) (主な改正内容) (1) 公立学校職員の給料月額を改定する。 (2) 公立学校職員の地域手当について、支給割合を100分の4.7(現行100分の4.6)に改める。 (3) 公立学校職員の勤勉手当について、年間支給割合を100分の200(現行100分の190)に改める。

令和4年 定例会日程

月	日	曜	日 程	備 考
11月	14日	月	委員会 予算決算常任委員会(一般・特別会計決算採決)	議会運営委員会
	15日	火	休 会	
	16日	水	休 会	
	17日	木	休 会	
	18日	金	休 会	
	19日	土		
	20日	日		
	21日	月	本会議 採決 議案上程(11月定例会月会議) 全員協議会(本庁部局の組織見直し案)	議案聴取会 議会運営委員会
	22日	火	休 会	
	23日	水	(勤労感謝の日)	
	24日	木	休 会	
	25日	金	本会議 議案質疑	議会運営委員会
	26日	土		
	27日	日		
	28日	月	休 会	
	29日	火	本会議 一般質問	
	30日	水	休 会	
12月	1日	木	本会議 一般質問	
	2日	金	休 会	
	3日	土		
	4日	日		
	5日	月	本会議 一般質問	
	6日	火	委員会 予算決算常任委員会(当初予算要求状況)	
	7日	水	委員会 予算決算常任委員会(当初予算要求状況総括的質疑) (予算決算常任委員会総括質疑)	
	8日	木	委員会 付託議案審査〔戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、 医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	9日	金	委員会 付託議案審査〔総務地域連携デジタル社会推進、 防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会〕	
	10日	土		
	11日	日		
	12日	月	委員会 付託議案審査〔戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、 医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	13日	火	委員会 付託議案審査〔総務地域連携デジタル社会推進、 防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会〕	
	14日	水	休 会 (常任委員会予備日)	
	15日	木	休 会 (委員会等予備日)	
	16日	金	委員会 予算決算常任委員会(採決)	
	17日	土		
	18日	日		
	19日	月	休 会	代表者会議 議会運営委員会
	20日	火	本会議 閉会(採決)	

※請願陳情の受理

・11月21日(月) 午後5時

※文書による質問ができる期間

・10月20日(木)～11月20日(日)

令和4年定例会 11月定例会議 議案聴取会日程(案)

- 1 開催年月日 令和4年11月21日(月)
 全員協議会終了後
- 2 場 所 全員協議会室
- 3 聴取順

所管名	議案	報告	提出
総務部	○		
デジタル社会推進局	○		
防災対策部	○		
戦略企画部	○		
警察本部	○	○	
病院事業庁	○		
企業庁	○	○	
医療保健部	○	○	
子ども・福祉部	○		
環境生活部	○		
地域連携部	○	○	
農林水産部	○		
雇用経済部	○	○	
県土整備部	○	○	
教育委員会	○	○	
部外	○		

※部外 人事委員会事務局、監査委員事務局、出納局、
 議会事務局

質問者一覧表(案)

令和4年定例会(11月定例会会議)

月 日(曜)	質問区分	順序・氏名(会派)				
		1	2	3	4	5
11月29日(火)	一般質問	議員 (新政みえ)	議員 (自由民主党)	議員 (草莽)	議員 (公明党又は 日本共産党)	議員 (公明党又は 日本共産党)
12月1日(木)	一般質問	議員 (新政みえ)	議員 (自由民主党)	議員 (新政みえ)	議員 (自由民主党)	
12月5日(月)	一般質問	議員 (新政みえ)	議員 (自由民主党)	議員 (新政みえ)	議員 (自由民主党)	

37

(参考) ・一般質問時間(答弁を含む。)は、一人60分程度

・関連質問

新政みえ	7回	自由民主党	6回	草莽	2回
公明党	1回	日本共産党	1回	草の根運動いが	1回

請願の処理経過及び結果の報告

○ 令和元年定例会 9 月定例会議で採択された請願

- ・ 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて

○ 令和 4 年定例会 9 月定例会議で採択された請願

- ・ 誰もが、家庭の経済事情に関わらず学ぶことのできる教育環境整備、三重県独自のさらなる学級編成基準および教職員配置基準の改善をすすめることにより、すべての子どもたちが大切にされる安全・安心の三重の教育の実現を求めることについて

意見書・決議案の提出期限

委員会提出

委員会開催当日

議員発議

12月13日(火)午後5時まで

11月21日の議事予定

自治功労者表彰状並びに地方自治功労者感謝状 伝達式

開 議

諸報告

- ・ 予算決算常任委員会審査報告書（認定議案）の提出について
- ・ 議提議案の配付について
- ・ 議案等の配付について
- ・ 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定に基づく予算に関する補助金等に係る資料の配付について
- ・ 定期監査結果報告書の配付について
- ・ 例月出納検査報告書並びに請願・陳情処理経過一覧表の配付について

日程第1

認定第6号から認定第17号まで

〔委員長報告、討論、採決〕

日程第2

議提議案第5号

〔提案説明〕

日程第3

議案第116号から議案第162号まで

〔提案説明〕

休会の件

散 会

全員協議会

議案聴取会

議会運営委員会

予算決算常任委員会理事会

議員勉強会